

# 週刊住宅

株式会社 週刊住宅新聞社

本社 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-9-4 中公ビル  
TEL:03(5363)5810 FAX:03(5363)5815 郵便振替口座 00120-5-83424  
発行人 長尾 浩章 昭和35年5月10日 第三種郵便物認可

<http://www.shukan-jutaku.com/>

共有でも特に隔地者間の場合には、建物の老朽化も経年以上に進み易い。もともと傾斜地で高齢者が住みにくく、老朽化で若者も興味を示さなくなると空室が急速に増え、悪循環に陥る。

不動産の相続で一番じれがちなのは被相続人からの名義変更である。遺産分割協議がととのわない間に、法定相続人の1人が「相続」を原因とする相続分に応じた共有持分登記を申請すると暫定的にしき共有问题は「なくなった親が住

現地確認に出向くと、相続地に建つ建物は築古の賃貸アパートで空室もあるようだ。所有者を確認すると共有である。

当な傾斜地に建つ建物は築古の賃貸アパートで空室もあるようだ。所有者を確認すると共有である。



## 共有相続と空き家の増加

170

### 解体に経費補助や助成金

#### 求められるきめ細かい管理

査では新築を望む回答が73%に達し、依然として新築の1×0・3%)である。嗜好が強い。中古住宅流通市場の整備・強化が望まれる。

老朽住宅の除却や減築が進まない場合には、33年の空き家率は30・2%に上昇し、ほぼ3軒に1軒が空き家になるとの民間予測もある。

鑑定評価では、住宅と敷地は特段の条件がない限り

日本の総人口は2008年をピークにすでに減少に転じているが、一般世帯の総数も4年後の19年には5306万5000世帯でピーカウトする。

最近の内閣府の住生活調

固定資産税評価額が1200万円、地積200平方㍍以下で小規模住宅用地の特例を受けていたとする、固定資産税額は2万800円(1200万円×6分の1+6×1・4%)、都

市計画画税額は1万200

年で土地建物を残すとすれば、課税上は土地、建物別個に扱われる。仮に親の住まいの敷地の固定資産税評価額が1200万円、地積200平方㍍以下で小規模住宅用地の特例を受けていたとする、固定資産税額は2万800円(1200万円×6分の1+6×1・4%)、都

市計画画税額は1万200

年で土地建物を残すとす

ても地上建物を残すとす

る

方向に働いていることは間違いないであろう。

一方、上物は償却済か管

理が不十分で老朽化の自立

つ空き家は古屋付き土地に

分類され建物の帰趣は土地

購入者に委ねられる。

2・1倍となる。こうした資産税の仕組みが老朽化して

ても地上建物を残すとす

る

方向に働いていることは間違いないであろう。

一方、上物は償却済か管

理が不十分で老朽化の自立

つ空き家は古屋付き土地に

分類され建物の帰趣は土地

購入者に委ねられる。

2・1倍となる。こうした資産税の仕組みが老朽化して

ても地上建物を残すとす

る

方向に働いていることは間違いないであろう。

一方、上物は償却済か管

理が不十分で老朽化の自立

つ空き家は古屋付き土地に

分類され建物の帰趣は土地

購入者に委ねられる。

2・1倍となる。こうした資産税の仕組みが老朽化して

ても地上建物を残すとす

る

方向に働いていることは間違いないであろう。

一方、上物は償却済か管

理が不十分で老朽化の自立

つ空き家は古屋付き土地に

分類され建物の帰趣は土地

購入者に委ねられる。

2・1倍となる。こうした資産税の仕組みが老朽化して

ても地上建物を残すとす

る

方向に働いていることは間違いないであろう。

一方、上物は償却済か管

理が不十分で老朽化の自立

つ空き家は古屋付き土地に

分類され建物の帰趣は土地

購入者に委ねられる。

2・1倍となる。こうした資産税の仕組みが老朽化して

ても地上建物を残すとす

る

方向に働いていることは間違いないであろう。

一方、上物は償却済か管

理が不十分で老朽化の自立

つ空き家は古屋付き土地に

分類され建物の帰趣は土地

購入者に委ねられる。

2・1倍となる。こうした資産税の仕組みが老朽化して

ても地上建物を残すとす

る

方向に働いていることは間違いないであろう。

一方、上物は償却済か管

理が不十分で老朽化の自立

つ空き家は古屋付き土地に

分類され建物の帰趣は土地

購入者に委ねられる。

2・1倍となる。こうした資産税の仕組みが老朽化して

ても地上建物を残すとす

る

方向に働いていることは間違いないであろう。

一方、上物は償却済か管

理が不十分で老朽化の自立

つ空き家は古屋付き土地に

分類され建物の帰趣は土地

購入者に委ねられる。

2・1倍となる。こうした資産税の仕組みが老朽化して

ても地上建物を残すとす

る

方向に働いていることは間違いないであろう。

一方、上物は償却済か管

理が不十分で老朽化の自立

つ空き家は古屋付き土地に

分類され建物の帰趣は土地

購入者に委ねられる。

2・1倍となる。こうした資産税の仕組みが老朽化して

ても地上建物を残すとす

る

方向に働いていることは間違いないであろう。

一方、上物は償却済か管

理が不十分で老朽化の自立

つ空き家は古屋付き土地に

分類され建物の帰趣は土地

購入者に委ねられる。

2・1倍となる。こうした資産税の仕組みが老朽化して

ても地上建物を残すとす

る

方向に働いていることは間違いないであろう。

一方、上物は償却済か管

理が不十分で老朽化の自立

つ空き家は古屋付き土地に

分類され建物の帰趣は土地

購入者に委ねられる。

2・1倍となる。こうした資産税の仕組みが老朽化して

ても地上建物を残すとす

る

方向に働いていることは間違いないであろう。

一方、上物は償却済か管

理が不十分で老朽化の自立

つ空き家は古屋付き土地に

分類され建物の帰趣は土地

購入者に委ねられる。

2・1倍となる。こうした資産税の仕組みが老朽化して

ても地上建物を残すとす

る

方向に働いていることは間違いないであろう。

一方、上物は償却済か管

理が不十分で老朽化の自立

つ空き家は古屋付き土地に

分類され建物の帰趣は土地

購入者に委ねられる。

2・1倍となる。こうした資産税の仕組みが老朽化して

ても地上建物を残すとす

る

方向に働いていることは間違いないであろう。

一方、上物は償却済か管

理が不十分で老朽化の自立

つ空き家は古屋付き土地に

分類され建物の帰趣は土地

購入者に委ねられる。

2・1倍となる。こうした資産税の仕組みが老朽化して

ても地上建物を残すとす

る

方向に働いていることは間違いないであろう。

一方、上物は償却済か管

理が不十分で老朽化の自立

つ空き家は古屋付き土地に

分類され建物の帰趣は土地

購入者に委ねられる。

2・1倍となる。こうした資産税の仕組みが老朽化して

ても地上建物を残すとす

る

方向に働いていることは間違いないであろう。

一方、上物は償却済か管

理が不十分で老朽化の自立

つ空き家は古屋付き土地に

分類され建物の帰趣は土地

購入者に委ねられる。

2・1倍となる。こうした資産税の仕組みが老朽化して

ても地上建物を残すとす

る

方向に働いていることは間違いないであろう。

一方、上物は償却済か管

理が不十分で老朽化の自立

つ空き家は古屋付き土地に

分類され建物の帰趣は土地

購入者に委ねられる。

2・1倍となる。こうした資産税の仕組みが老朽化して

ても地上建物を残すとす

る

方向に働いていることは間違いないであろう。

一方、上物は償却済か管

理が不十分で老朽化の自立

つ空き家は古屋付き土地に

分類され建物の帰趣は土地

購入者に委ねられる。

2・1倍となる。こうした資産税の仕組みが老朽化して

ても地上建物を残すとす

る

方向に働いていることは間違いないであろう。

一方、上物は償却済か管

理が不十分で老朽化の自立

つ空き家は古屋付き土地に

分類され建物の帰趣は土地

購入者に委ねられる。

2・1倍となる。こうした資産税の仕組みが老朽化して

ても地上建物を残すとす

る

方向に働いていることは間違いないであろう。

一方、上物は償却済か管

理が不十分で老朽化の自立

つ空き家は古屋付き土地に

分類され建物の帰趣は土地

購入者に委ねられる。

2・1倍となる。こうした資産税の仕組みが老朽化して

ても地上建物を残すとす

る

方向に働いていることは間違いないであろう。

一方、上物は償却済か管

理が不十分で老朽化の自立

つ空き家は古屋付き土地に

分類され建物の帰趣は土地

購入者に委ねられる。

2・1倍となる。こうした資産税の仕組みが老朽化して

ても地上建物を残すとす

る

方向に働いていることは間違いないであろう。

一方、上物は償却済か管

理が不十分で老朽化の自立

つ空き家は古屋付き土地に

分類され建物の帰趣は土地

購入者に委ねられる。

2・1倍となる。こうした資産税の仕組みが老朽化して

ても地上建物を残すとす

る

方向に働いていることは間違いないであろう。

一方、上物は償却済か管

理が不十分で老朽化の自立

つ空き家は古屋付き土地に

分類され建物の帰趣は土地

購入者に委ねられる。

2・1倍となる。こうした資産税の仕組みが老朽化して

ても地上建物を残すとす

る

方向に働いていることは間違いないであろう。

一方、上物は償却済か管

理が不十分で老朽化の自立

つ空き家は古屋付き土地に

分類され建物